

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年2月28日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区たまがわ花火大会仮設工作物等の設営及び撤去委託

(2) 業務内容

本件業務は、世田谷区たまがわ花火大会の開催に当たり、観客の安全確保を最優先課題とし、地域住民や周辺事業者、公道利用者等への影響を最小限に抑えた大会運営を行うために、警察等関係機関の指導等に対して柔軟に対応しつつ、仮設スロープ・ネットフェンス等仮設工作物の安全な設営・撤去を行うものである。特に、会場が河川敷という屋外の広範囲な場所であり、近年は天候が不安定な状況での開催が続いていることから、観客の安全確保のために円滑・迅速に仮設工作物の設営・撤去を行うことが求められる。

(3) 履行期間（期限）

令和4年5月中旬から令和4年10月下旬まで

※花火大会実施日は令和4年10月上旬を予定

2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 次の事項に該当しないこと。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
- ②同条第2項の規定により、世田谷区における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ③世田谷区から現に指名停止を受けている者
- ④都道府県民税・市町村民税に滞納がある者

3 提案書の提出者を選考するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 類似業務の受託実績（世田谷区、他自治体等での実績）
- (2) 従事者経歴（資格等）
- (3) 本業務の担当組織及び人員体制
- (4) 本業務に対する考え方及び工作物設営・撤去計画
- (5) 緊急時の対応（水害・豪雨対策等を含む）及び現場支援体制

- (6) 法令遵守対応（個人情報・機密保護体制、環境法令への対応等）
- (7) 見積もり金額の妥当性
- (8) その他有益な提案

5 手続き等

- (1) 担当部課
〒157-8501 世田谷区成城6-2-1
世田谷区砧総合支所地域振興課 担当 瀧口
電話：03-3482-2169 / FAX：03-3482-1655
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
 - ア 期間 令和4年2月28日（月）～令和4年3月11日（金）午前9時～午後5時（※土曜・日曜・祝休日を除く）
 - イ 場所 上記（1）又は区HP
 - ウ 方法 上記（1）窓口にて希望者に無償配布又は下記URLからダウンロード
<https://www.city.setagaya.lg.jp/kinuta/001/003/d00195674.html>
- (3) 参加表明書の提出期限並びに場所及び方法
 - ア 期限 令和4年3月11日（金）午後5時まで（必着）
 - イ 場所 上記（1）に同じ。
 - ウ 方法 持参又は郵送（書留又は配達記録郵便）による。
- (4) 提案書の提出期限並びに場所及び方法
 - ア 期限 令和4年4月11日（月）午後5時まで（必着）
 - イ 場所 上記（1）に同じ
 - ウ 方法 持参又は郵送（書留又は配達記録郵便）による。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有 令和5年度及び令和6年度の各年度における当該契約
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上（プロポーザルにおいては提案限度額）の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙を確認すること。
- (8) 詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



**工事請負契約の
技能労働者の場合**

東京都の公共工事設計労務単価の
職種ごとの単価の85%相当額
(各職種の金額は裏面をご覧ください。)

**工事以外の契約の
労働者の場合**

(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり 1,170円

労働報酬下限額とは・・・

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。

労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件(※)の業務に従事する方が対象です。

一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約（不動産、賃貸借を除く）又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは・・・

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、
世田谷区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/009/004/d00135058.html>

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,625円	潜かん世話役	3,804円	型わく工	2,795円
普通作業員	2,295円	さく岩工	3,284円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,124円	左官	2,944円
造園工	2,295円	トンネル作業員	2,635円	配管工	2,497円
法面工	2,880円	トンネル世話役	3,570円	はつり工	2,667円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,177円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,039円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,783円	サッシ工	2,731円
電工	2,731円	土木一般世話役	2,710円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,933円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,731円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,561円	ダクト工	2,434円
塗装工	3,103円	潜水士	4,399円	保温工	2,412円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,103円	設備機械工	2,444円
運転手(特殊)	2,614円	潜水送気員	3,029円	交通誘導員A	1,658円
運転手(一般)	2,157円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,477円
潜かん工	3,230円	軌道工	4,962円	上記以外の職種	1,170円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和3年12月20日告示によるものです。なお、工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額については、算定基礎となる国土交通省が定める公共工事設計労務単価が改定（例年2月に改定）された際には、あらためて改定額の告示を行います。

適用対象は令和4年4月1日以後に締結する契約（同労働報酬下限額の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。